

事務所だより10月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel：090-7490-7396

Fax：0797-78-6488



清秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

10月になり、日本版インボイス制度が始まりましたが、実務にどれくらい影響するか、動き始めないと分からないですね。改めて値引きの処理を記事にしましたが、本当にこれをするのか?と信じられないです(>_<)。

8月に健康診断に行きましたが、今度は『からだ測定会』に参加しました。簡単な体力測定です。お年寄りばかりで私が一番若く、少し恥ずかしかったです(^^;)。

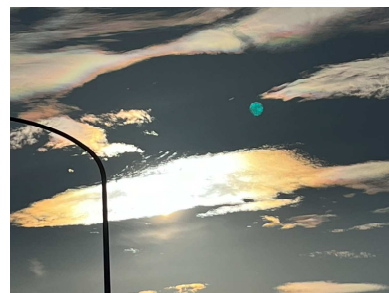
最初に血圧測定です。上が160で下が102でした。ちょっと? (だいぶ?) 高めです。会場まで10分歩いた影響か、測定の担当者が妙齢(?)のおばさまだったから緊張したのか…(^^;)。

次は、体幹の測定です。左手を伸ばして倒れ込み、倒れてしまう前に身体を起こす内容でした。自信があったのですが『戻せない!』。耐えられず倒れてしまい、5回もやり直しました(^^;)。

久しぶりに握力も測りました。結果は、47.9 kg。50 kgを切っていました。全力で握ったあと、「半分の力で握ってください」と言われて、握てみると18 kgを指します。全然足りません。自分の感覚と実感が全く異なっていました。身体を制御するのは難しいですね(>_<)。

血圧以外は、おおむね結果は良好でした。週5でお酒を飲んでテニスもあまりできていないので、どうなるかと思っていましたが、ひとまず安心しました(^^)v。

色んな空の写真が撮れました。秋らしくなったと思えば、まだ夏のような雲も出ていました。



では、事務所だより10月号をお送りします。まだまだ暑い日が続きそうです。ご自愛ください。

☆ お知らせ (2023年10月の税務)

期 限	項 目
10月10日	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月16日	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
10月31日	8月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	2月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)(10月中において市町村の条例で定める日)

10月以降、年末調整や確定申告に必要な「**生命保険料控除証明書**」「**地震保険料控除証明書**」「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」など、各種証明書が届きます。

最近「紙を減らす」・「効率化」の名目のもと、各種証明書がメールに添付されたり、各企業のサイトにアクセスして証明書を取得するようになっていきます。その際は、データをいただくか、印刷していただいて、弊職に渡していただけますでしょうか。大切な書類ですので、よろしくお願いします。

☆ インボイス制度：端数を値引きする場合

インボイス制度(適格請求書等保存方式)に限らず、事業者が取引先に対する請求に際して、その請求金額の合計額の端数を値引きすること(以下:出精値引き)がありますが、請求書の記載については次の2つの方法があるので注意が必要です。

以下、国税庁インボイスに関するQ&Aより。

【商品の販売や行ったサービスの金額から直接減額して処理する方法】

これから行う商品の販売やサービスについての値引きである場合、課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理することとなります。

インボイスには、値引き後の対価の額に係る消費税額等の記載が必要となります。

また、標準税率及び軽減税率対象の取引を同時に行う場合の出精値引きについては、出精値引額をその資産の譲渡等の価額の比率によりあん分し、適用税率ごとに区分する必要があります。

請求書			
(株)〇〇御中		XX年11月1日	
No	日付	品名	金額
1	10/1	オレンジジュース※	100円
2	10/1	キッチンペーパー	1,000円
3	10/1	リンゴジュース※	300円
⋮	⋮	⋮	⋮
10%対象		税抜 5,200円	消費税額 520円
8%対象		税抜 5,100円	消費税額 408円
総計			11,228円
出精値引き			▲228円
値引き後総計			11,000円
10%対象		税抜 5,096円	消費税額 509円
8%対象		税抜 4,996円	消費税額 399円
※印は軽減税率対象商品			
△△商事(株) 登録番号 T1234567890123			

「出精値引き」額を合理的に区分
(資産の譲渡等の税抜価額の比率で按分)

《10%対象》
 $228円 \times 5,200 / (5,200 + 5,100)$
 $\approx 115円$ (税込値引額)
 $(5,200円 + 520円) - 115円 = 5,605円$ (値引き後の税込対価の額)
 $5,605円 \times 10 / 110 \approx 509円$ (値引き後の対価に係る消費税額)
 $5,605円 - 509円 = 5,096円$ (値引き後の税抜対価の額)

《8%対象》
 $228円 \times 5,100 / (5,200 + 5,100)$
 $\approx 113円$ (税込値引額)
 $(5,100円 + 408円) - 113円 = 5,395円$ (値引き後の税込対価の額)
 $5,395円 \times 8 / 108 \approx 399円$ (値引き後の対価に係る消費税額)
 $5,395円 - 399円 = 4,996円$ (値引き後の税抜対価の額)

標準税率10%対象(又は軽減税率8%対象)のものからのみ値引きを行ったとしても、値引額又は値引き後の対価の額が明らかとなっていれば、合理的に区分されているものに該当します。			
出精値引き		▲228円	
値引き後総計		11,000円	
10%対象		税抜 4,993円	消費税額 499円
8%対象		税抜 5,100円	消費税額 408円

《10%対象》
 $(5,200円 + 520円) - 228円$
 $= 5,492円$
 $5,492円 \times 10 / 110 \approx 499円$
 $5,492円 - 499円 = 4,993円$

【売上に係る対価の返還等として処理する方法】

既に行った商品の販売やサービスについての端数の値引きである場合、課税資産の譲渡等に対する値引きについては適格返還請求書を交付することとなります。

インボイスと返還インボイスのそれぞれの記載事項を満たして一書類で記載することもできます。

この場合の出精値引きは既に行った個々の取引のいずれかに対して値引きを行う性質のものではなく、その請求全体に対して値引きを行うものであるため、返還インボイスの記載事項である「売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容」は、適格請求書の記載事項である「課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容」と同一となることから、記載する必要はありません。また、たとえば、標準税率の取引のみを行っているなど、取引に係る適用税率が単一である場合、返還インボイスの記載事項である売上げに係る対価の返還等の金額に係る「適用税率」に関しても同様に、適格請求書の記載事項である「適用税率」とは別に記載する必要はありません。

返還インボイスは、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等または適用税率のいずれか一方のみの記載が求められている(両方記載することも可能です。)ことから、適用税率を記載した場合は、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等」の記載を省略することができます。

請求書			
(株)〇〇御中		XX年11月1日	
No	日付	品名	金額
1	10/1	オレンジジュース※	100円
2	10/1	キッチンペーパー	1,000円
3	10/1	リンゴジュース※	300円
⋮	⋮	⋮	⋮
10%対象		税抜 5,200円	消費税額 520円
8%対象		税抜 5,100円	消費税額 408円
総計			11,228円
値引き		No2 10%対象	▲228円
御請求額			11,000円
※印は軽減税率対象商品			
△△商事(株) 登録番号 T1234567890123			

本件出精値引きの場合には、「売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」について、個別の取引内容を記載する必要はありません。

また、税率が単一の場合は、「売上げに係る対価の返還等の金額に係る適用税率」を記載する必要はありません。

このような処理をしないといけない制度、おかしいと思いませんか。事業者にとり手間をかけるのでしょうか。